

京都市訓令甲第 18 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市政策推進主任等設置規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第1条第2項を次のように改める。

- 2 政策推進主任は局等の庶務を担当する部長又は室長，政策推進副主任は局等の庶務を担当する課長をもって充てる。

第3条第1項中「総合企画局政策推進室長」を「総合企画局市長公室長」に改める。

別表を削る。

附 則

この訓令は，平成21年4月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室)